

2022-11 税務・労務・法務情報

BIRからの新しい規則二つをご紹介します。

RR 2022-13 エクイティ型報酬の取り扱いについて

ストックオプション等と呼ばれる株式の取得権を報酬として支給する制度に関する所得課税ガイドラインです。

・内国歳入法第32条において、所得税課税対象となる報酬には、金銭のみならず、あらゆる形態の支給を含むとしています。

・源泉徴収規則RR1998-02の2.78.1条において「報酬に係る源泉税」が規定されており、「金銭以外の現物（例えば株式等）により支給される場合は、役務提供時の「市場価格」により評価するとしています。

本規則では、以下を追加規定しています。

*ストックオプション等については、その権利行使時の課税とする。

*役員、管理職、一般従業員全てに適用される。

*エクイティ型報酬の類例として以下を例示しています。

1. Stock Options

2. Restricted Share Award（譲渡制限付き株式報酬）

3. Stock Appreciation Rights（株価上昇分取得権利）

4. Restricted Stock Units（制限付き株式ユニット）：将来の一定期間にわたり株式を分割取得する権利

RMC 2022-137 登録輸出事業者への民間健康保険サービスのVAT0%適用

すでに、数社からご相談を受けていた事項です。製造部門従業員に係る健康保険制度の加入費用については、VAT0%を適用するとの方針で、従業員明細を別途提出（様式指定あり）することにより、保険会社がVAT0%申請手続きを行う必要があるとしています。

元々、PEZA登録企業の粗利益算定上（5%簡易課税）、控除可能とされる直接原価の範囲について疑義（トラブル）が生じていました。「直接原価」を区分することさえ困難な状況下、「直接的排他的に使用するもの」を特定するのは至難の業です。

恐らく、保険業界からの突き上げで、VAT0%を承認したものと推測していますが、個々にこの種の判定作業を続けて行くのでしょうか？ 輸出事業者へのVAT還付を完全に迅速に行うことで全て解決します。国家財政にも悪影響を与えるものではなく、中立的な施策だと考えますが、いかがでしょうか？

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)